

専決処分の報告について

1 報告件名

板橋区立志村第六小学校長寿命化改修工事請負契約の契約変更

2 契約の相手方

東京都板橋区氷川町6番3号

瀧島・マサル建設共同企業体

〔 構成員 株式会社瀧島建設
同 マサル建業株式会社 〕

代表者

東京都板橋区氷川町6番3号

株式会社瀧島建設

代表取締役 瀧島 創

3 契約変更の概要

(1) 変更内容

- ①外壁補修数量の変更（増額）
- ②地中障害撤去の増加（増額）
- ③土間コンクリート撤去の増加（増額）
- ④雨水対策の変更（増額）
- ⑤C B壁撤去、R C壁新設（増額）
- ⑥R C梁の補修（増額）
- ⑦柱煙管撤去（アスベスト対応）（増額）
- ⑧雨水処理調査（増額）
- ⑨仕上等の変更（減額）

(2) 変更理由

本契約は、令和5年6月23日に板橋区議会の議決を得たものである。

適切な施工の確保に資するため、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置に基づき、令和5年8月28日付で契約金額の変更（増額）を行った。

今般、工事着手後に、以下について変更の必要が生じたため、契約金額の変更（増額）を行った。

- ①外壁下地の劣化状況調査を行った結果、当初設計以上の下地補修必要箇所が判明したため、調査後の数量決定に伴い設計変更を行う。

- ②外構解体中に地中からコンクリートガラが埋まっていることが判明したため処分する。
- ③外構整備のため校舎北側の土間等を解体していたところ、既存図よりも厚さがあることが判明したため、解体量が増加する。
- ④③部分で一部厚みがありすぎて解体を断念したことにより、雨水排水計画の見直しを行った。これに伴い、排水溝や升の増設が必要となったため設計変更を行う。
- ⑤給食室の外壁の一部がＣＢ壁であることが判明した。耐震改修によりＲＣ壁とする必要があるため、ＣＢ壁を撤去し、ＲＣ壁を新設する。
- ⑥給食室の構造耐力上重要な部分である既存ＲＣ梁に、既存設備配管による欠き込みがあることが判明したため、適切に補修する。
- ⑦残置したまま耐震改修を行う予定であった柱煙管の位置が、隠ぺい部にあり、詳細な調査をした結果、適切に耐震壁の設置ができないため、柱煙管の撤去を行う（アスベスト対応）。
- ⑧新あいキッズ棟の下屋部分にある雨水排水の接続先が、既存図に残されておらず、かつ、外構整備の際にも判明しなかったため、適切な方法で排水が行われているかファイバースコープ等で確認調査を行う。
- ⑨解体を行い、より詳細な調査を行ったところ、天井下地の状態が想定より良かった部分は既存利用をするなど、仕上等の変更を行う。

(3) 契約金額の増額

契約金額（税込）

変更前	1, 3 1 6, 8 2 1, 0 0 0 円
変更後	1, 3 4 6, 4 4 4, 0 0 0 円
増 額	2 9, 6 2 3, 0 0 0 円

4 専決処分年月日

令和6年7月12日